

製薬会社のみなさまへ

医薬品情報提供についてのお願い

奈良県立医科大学附属病院 薬剤部

医薬品情報管理係

DI 室への訪問について

訪問される場合は、感染対策を行ってください。

訪問時間は平日の 10:00～11:30、14:00～16:30 です。土日・祝日・年末年始の訪問は禁止します。但し、緊急を要する場合は随時可能です。

訪問時には、院内活動許可証を必ず着用してください。

薬剤部 DI 室へ入室された際は、DI 室にある「MR 訪問記録表」に製薬会社名・訪問者名・用件等の記入をお願いします。

MR 担当者の変更について

担当者変更の際は、必ずメールで連絡してください。

新たに当院担当になった際は ydi@naramed-u.ac.jp 宛てに、件名：MR 登録、本文：①会社名、②拠点住所、③拠点電話番号、④学術電話番号、⑤携帯番号、⑥担当者、⑦E-mail アドレス、⑧担当領域のメールをお願いします。

担当ではなくなった際も ydi@naramed-u.ac.jp 宛てに、件名：MR 削除、本文：①会社名 ②担当者名③削除理由（担当者交代など）のメールをお願いします。

医薬品情報提供の手段について

<電話連絡>

緊急安全性情報や安全性速報等の緊急を要する情報は、速やかに電話連絡 (0744-22-3051) でご案内ください。その後の対応は DI 係よりお伝えします。

<直接訪問>

製造販売承認、薬価基準収載、発売日、販売中止、出荷停止・限定出荷、回収情報、供給再開、経過措置品目移行は、詳細が記載された資料をご案内ください（製剤・医薬品管理係へもご案内ください）。

<メール又は郵送>

添付文書の改訂情報、包装変更、コード変更、販売移管、販売名変更、使用期限変更、社名・連絡先変更は、メール (ydi@naramed-u.ac.jp) 又は郵送（奈良県橿原市四条町 840 番地）でご案内ください。

副作用報告について

当院において、医師等から副作用の報告を受けた場合、薬剤部 DI 係にも報告をお願いします。

医薬品の宣伝活動について

当院では、**薬剤部長の許可なく、院内の医局等へ宣伝活動及び宣伝活動を伴う説明会は禁止しています。**ヒアリング終了後に、薬剤部長より宣伝許可が出された医薬品のみ院内での宣伝活動が可能です。但し、宣伝許可前でも、当院職員から問い合わせがあった場合は、その都度ご対応ください。

ヒアリングについて

ヒアリングは、必要性の高い医薬品を優先的に実施しています。原則オンライン（Microsoft Teams）形式で行います。

ヒアリングの手順について

- ① 開催日については適宜決定しますが、開催時間は 15：30～16：30 とします。
- ② DI 係より 必要な資料(クリアーブック 1 部、添付文書・製品情報概要・RMP の PDF) を連絡します。ヒアリング実施 1 週間前までに、資料の提出をお願いします。
- ③ ヒアリングの時間は 20 分程度をお願いします（製薬会社からのプレゼンテーションは 15 分程度。質疑応答は 5 分程度としています）。
- ④ 結果報告については後日、DI 係より担当 MR の方へ連絡いたします。宣伝許可が出た医薬品のみ医局等での宣伝活動が可能となります。

薬剤部スタッフへの情報提供について

薬剤部スタッフへの面会や情報提供等が必要な際は、個別対応の前に原則 DI 室にご訪問ください。

薬剤部へのセミナー・講演会のご案内について

薬剤師対象のセミナー・研修会・講演会等の開催については、DI 係に連絡いただければ薬剤部内に案内します。

薬剤部内の勉強会について

定期的に薬剤部内の勉強会を開催しています。DI 係より直接担当 MR の方へ依頼します。

日時：火曜日 17：30～17：50

（オンライン形式で行っています。15 分くらい前にログインして待機して下さい。）

※軽食等は不要です。

2025 年 9 月 25 日作成

製薬会社のみなさまへ

医薬品管理に関する情報提供について

奈良県立医科大学附属病院 薬剤部

製剤・医薬品管理係

製剤・医薬品管理係への訪問について

訪問される場合は、感染対策を行ってください。

訪問時間は平日の 10:30～11:30、15:30～16:30 です。土日・祝日・年末年始の訪問は禁止します。但し、緊急を要する場合は随時可能です。

訪問時には、院内活動許可証を必ず着用してください。

薬剤部 製剤・医薬品管理係を訪問された際は、製剤・医薬品管理係にある「MR 訪問記録表」に製薬会社名・訪問者名・用件等の記入をお願いします。

製剤・医薬品管理係への情報提供の手段について

<直接訪問>

製造販売承認・薬価基準収載・発売日は詳細が記載された資料をご案内ください。

販売中止、出荷停止・限定出荷、回収情報、供給再開、経過措置品目移行は、速やかに詳細が記載された資料をご案内ください。必要に応じて対象診療科等への情報提供も行ってください。

<メール又は郵送>

医薬品の包装変更がある場合は変更品が出荷される前にメール（ydi@naramed-u.ac.jp）又は郵送（奈良県橿原市四条町 840 番地）で情報提供を行ってください。

新規医薬品の採用について

新規医薬品の採用に係る申請は医師が行います。申請書の授受に関しても医師または医師の依頼を受けた当院職員が行います。

不具合品の対応について

不具合品が発生した場合は、現品の回収と原因の調査をお願いします。また、調査結果の報告を行ってください。必要に応じて関連部署への報告も行ってください。

2025 年 9 月 25 日作成